

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◆ 相続税の申告準備

**Q** : 先月父が亡くなりました。近々、相続税の申告手続きにとりかかる予定ですが、申告のために必要な手続きや調査を教えてください。

**A** : 相続人の調査や遺言の有無の確認、遺産の評価、遺産の分割等の手続きが必要です。

### 【解説】

相続税の申告納付期限は、被相続人の死亡した日の翌日から10か月以内と決められています。相当時間があるようではありません。相続税の申告のためには、次のような手続きが必要です。すみやかに関係書類をそろえ、余裕をもって申告しましょう。

#### (1) 相続人の確認

被相続人と相続人の本籍地から戸籍謄本を取り寄せます

#### (2) 遺言書の有無の確認

遺言書があれば家庭裁判所で検認を受けます(公正証書遺言は不要)

#### (3) 遺産の概要を把握し、相続するか、限定承認するか、放棄するかを決めます(限定承認、放棄は相続開始後3か月以内)

#### (4) 遺産を確定し評価

#### (5) 遺産の分割

期限までに遺産分割が終わらないときは、法定相続分で相続したものととして申告します

#### (6) 相続税の計算、申告書の作成

#### (7) 納税資金の準備等

#### (8) 申告と納付

#### (9) 登記手続き

